

# 令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務

## 2. 実施目的

本事業は、ITツール等を活用した業務効率化や経営課題の解決に意欲のある中小企業者に対し、ITと経営の両面に知見を有する専門家との面談を通じて、経営課題・業務課題を整理・見える化し、IT活用可能性の提案を実施することにより、中小企業者の生産性向上の取組みを支援することを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 4. 業務概要

- 中小企業者に対する専門家派遣（IT活用に関する訪問診断・提案業務）
- ・支援企業数 50社程度
  - ・派遣回数 1社あたり2回を目安とする。
  - ・支援対象 久留米市内の中小企業、個人事業者

## 5. 業務内容

- (1) 専門家の確保及び支援先企業への訪問調整
  - ・ITと経営の両面に知見を有する専門家について、事業を実施するために十分な人員を確保すること。
  - ・専門家が支援先企業へ訪問する上で、必要な調整を実施すること。
  - ・支援を希望する企業からの申込受付方法等については、久留米市と協議の上決定する。
- (2) 専門家による訪問診断、提案業務
  - ・支援先企業へ訪問・ヒアリングを行い、経営課題や業務課題の分析を踏まえたIT活用可能性の提案を実施すること。提案にあたっては、具体的なITツールの選定候補を複数提示すること。
  - ・提案を行った取組に対して、活用可能な国・県・久留米市の支援制度を提示し、各制度の内容・手続きについて説明を行うこと。  
(各制度の申請支援までを実施するものではない。)
  - ・その他、専門家派遣の詳細については、久留米市と協議の上決定する。

- (3) 支援先企業へのフォローアップ、アンケート調査の実施
- ・支援実施から一定の期間を経過した後、取組の状況及び成果について、支援先企業へのフォローアップを実施すること。また、当該フォローアップにあわせ、本事業の評価についてアンケート調査を実施すること。
  - ・フォローアップ及びアンケート調査の方法等、詳細については、久留米市と協議の上決定する。
- (4) 実績の報告
- ・診断及び提案内容について、支援先企業ごとに報告書を提出すること。
  - ・報告書の様式等の詳細については、久留米市と協議の上決定する。
- (5) その他
- (1)～(4)のほか、事業実施にあたって必要となる業務。

## 6. 委託限度額（提案上限額）

1回の訪問あたり 40,909円

※上記の金額は、消費税及び地方消費税を含まず、以下の費用を含む。  
人件費（専門家謝金等）、旅費（専門家派遣にかかる交通費等）、印刷製本費（訪問時の資料印刷費等）、その他、事業を実施するにあたって発生する全ての費用

## 7. 委託料の請求等について

受託者は、久留米市との協議の上定めた期間における実績に基づいて、5.（4）の実績報告書及び請求書を、久留米市に提出する。久留米市は実績報告書を検査し、適正であると判断した場合、請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとする。

## 8. 秘密の保持について

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

## 9. 情報公開及び提供

久留米市は提出された提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## **10. 著作権について**

本業務によって生じた成果物の著作権は、久留米市に帰属する。ただし、受託者が受託前から保持する著作物あるいは第三者の著作物の著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

## **11. その他**

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない事項は、久留米市と受託者が、都度協議し解決するものとする。

以 上